

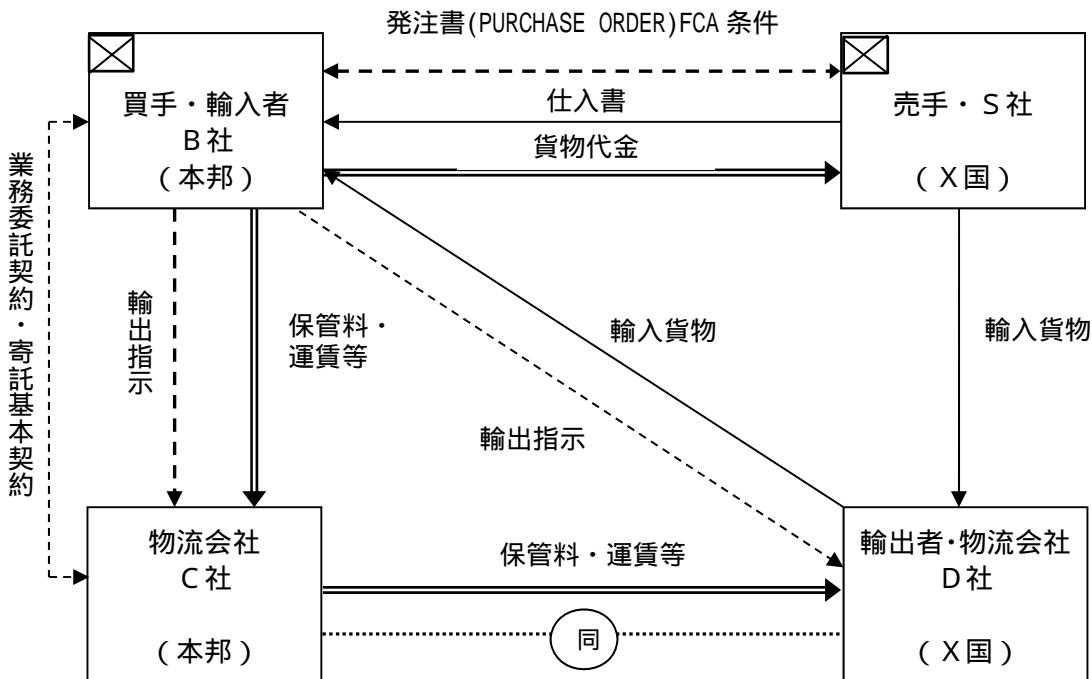
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

FCA 条件で売手から買手に貨物が引き渡された後に発生する海外の保税地区での保管料等について

照会		
照会内容等	輸入貨物の品名	マスク（税表分類：第 63 類）等
	照会の趣旨	FCA 条件で売手から買手に貨物が引き渡された後に発生する海外の保税地区での保管料（入出庫料を含む。）等が輸入貨物の課税價格に算入されるか否かについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 のとおり。
	関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項本文及び同項第 1 号
	添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答		回答年月日	平成 26 年 6 月 30 日	回答者	東京税関業務部首席関税評価官
回答内容		別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税關としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。			

1. 取引形態図



2. 取引の概要

- (1) 本邦所在の輸入者(買手)であるB社(以下「輸入者」という。)は、X国所在のS社(以下「売手」という。)からFCA条件でマスク等(以下「輸入貨物」という。)を購入し、輸入します。なお、両者間に特殊関係はありません。
- (2) 輸入者は売手に対して、品番、単価、サイズ、色、数量、引渡し予定時期を記載した発注書(Purchase Order)を発行し注文します。
- (3) 当該取引において、輸入者は、需要期における安定供給を確保する等の理由から、輸入貨物を売手の倉庫からX国所在の保税地区(以下「保税地区」という。)に搬入し、一定期間保管した後に本邦に発送します。なお、輸入者は、保税地区では保管のみであり、アソートや加工などの業務を行わないこと、また貨物は全量本邦向けであり、第三国への輸出はない旨を説明しています。
- (4) 輸入貨物は、売手の費用負担で保税地区まで運送され、保税地区に入庫する際の通関料についても売手が負担します。保税地区に搬入された時点で、貨物は輸入者に引き渡され、所有権が売手から輸入者に移転します。引き渡された後に生じる事故などの危険については、売手は一切負うことなく、輸入者が負うことになっています。
- (5) 輸入者は、自己と特殊関係がない本邦所在の物流会社(以下「C社」という。)と業務委託基本契約及び寄託基本契約を締結しています。また、当該寄託基本契約において再(再々)保管業者使用申請が行われ、X国所在の物流会社(以下「D社」という。)が指名され、D社によって貨物の

入庫、保管等が行われます。

(6) 輸入貨物は、本邦における輸入者の在庫状況に応じて、輸入者から C 社及び D 社に輸出指示書がメールで送付され、当該指示書に基づき、D 社によりバンニング、出区通関が行われ、出区後、Y 港に運送され、本邦向けに輸出されます。保税地区に入庫後、通常、最長 2 ヶ月程度で本邦向け輸出されますが、コンテナの空きスペースの都合上、3 日程度で輸出される場合もあります。

(7) 輸入貨物に関して、本邦に到着するまでに発生する費用及びその負担者は以下のとおりです。

保税地区までの輸送料及び保税地区に搬入する際の通関料：売手

保税地区の入庫料、保税地区での保管料、保税地区の出庫料、保税地区を出区するための通關料、保税地区から Y 港までのドレージ料：輸入者

Y 港でのターミナルハンドリングチャージ等：輸入者

Y 港から本邦への海上運賃：輸入者

3. 關税評価に対する照会者の見解

保税地区での入出庫料及び保管料は、關税定率法基本通達 4 - 2 (5) なお書きの規定にあるとおり、輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合に該当し、輸入貨物の課税価格に算入しない費用と考えます。

なお、通關料及びドレージ料は、關税定率法基本通達 4 - 8 (5) 口及び同通達 4 - 8 (3) の規定により、輸入貨物の課税価格に算入する費用と考えます。

【回答内容】

輸入者が売手から貨物の引渡しを受けた後に発生する保税地区での保管料、保税地区への入出庫料は輸入貨物の課税価格に算入されません。

また、通関料及びドレージ料は、関税定率法第4条第1項第1号に規定される「当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」等の一部に該当し、当該輸入貨物の課税価格に算入されます。

【理由】

1. 関係法令等

(1) 関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(以下「現実支払価格」という。)に、その含まれていない限度において同項各号に掲げる運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

また、法第4条第1項第1号には、上記運賃等の額の一つとして当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用(以下「輸入港までの運賃等」という。)が掲げられています。

(2) 法基本通達(以下「通達」という。)4-1(1)において、法第4条第1項に規定する『輸入取引』とは、本邦に拠点を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。としています。

(3) 通達4-2(5)において、「輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国(積替え国を含む。)で保管される場合、当該保管に要する費用で買手が負担するものは現実支払価格に含まれるものとする。

なお、輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、買手が負担する当該保管に要する費用は現実支払価格に含まれない。

ただし、当該保管に要する費用が法第4条第1項第1号に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用に該当する場合には、現実支払価格に加算する」としています。

輸入港までの運賃等の意義は、通達4-8(5)において、「『その他当該運送に関連する費用』とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用」をいうとされ、同様に「輸出国における積込み前の一時的保管料」及び同様に「輸出の際に税関手続等に要した費用」とされています。

2 . 検討

照会対象の保管料、入出庫料、通関料及びドレージ料の取扱いについて、以下のとおり検討します。

(1) 保管料及び入出庫料について

輸入貨物は、保税地区において FCA 条件で売手から輸入者に引き渡された後に、輸入者の在庫状況に応じて保管されていることから、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、輸入者が自己のために輸出国で保管するものと認められます。

よって、通達 4 - 2 (5) なお書きにより、輸入者の負担した保管料及び入出庫料は現実支払価格に含まれません。

また、当該輸入貨物は、輸入者の都合により一定期間保管された後、輸入されることから、輸入者が負担した保管料及び入出庫料は、通達 4 - 8 (5) イに規定する「輸出国における積込み前の一時的保管料」にも該当せず、輸入港までの運賃等の一部として現実支払価格に加算されません。

(2) 通関料及びドレージ料について

保税地区から搬出する際の通関料は、輸入貨物の輸出手続きをに必要な費用であることから、通達 4 - 8 (5) 口に規定する「輸出の際に税関手続等に要した費用」に該当し、現実支払価格に加算されます。

また、保税地区から Y 港までのドレージ料は、輸入貨物の輸出港までの運送費用と認められるので、法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「輸入港までの運賃等」の一部に該当し、現実支払価格に加算されます。